

医政発 1116 第 2 号
薬生発 1116 第 1 号
平成 28 年 11 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 148 号）については、平成 28 年 9 月 16 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）に規定する第 2 号書式（医師届出票）の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」の欄に「麻酔科の標榜資格」（麻酔科標榜医）を新たに追加したこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」の欄を歯科医師届出票に新たに設けたこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

「就業形態」、「休業の取得」の欄を薬剤師届出票に新たに設けたこと。

以上

(参考)

- 別添 1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 148 号）
- 別添 2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令第四百十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 -		
	都 道 府 県		
ふりがな			電 話
(2) 氏 名			市外局番 (-)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～17のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～16のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ) 	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 12及び13以外の産業医 15 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者	
(8) 主たる従事先 ((7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (-)
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (-)
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
主たる従事先の状況 (以下の (10) ～ (12) 欄は、(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～15のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。)。 「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

(13) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)				
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	主たる診療科名の番号(1つ)	
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科		
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科		
IV	40 臨床研修医	41 全科			
V	42 その他()				
(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。				
I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医		
II	18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医	19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医	20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医		
III	31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医	32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医	33 乳腺専門医 36 小児外科専門医		
IV	37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬療法専門医 55 小児神経専門医	38 細胞専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医		
V	57 麻酔科標榜医				
(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 富崎大学
公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪市立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学	
私立・大学校・外国医学学校・その他	51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学学校	54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他	
(16) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。				
(17) 備考	同意しない場合				

提出期限 翌年1月15日

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二号書式を次のように改める。



歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 - 都 道 府 県		
ふ り が な			電 話
(2) 氏 名			市外局番 (- -)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第 号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～16のうち1つを記入すること。	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～15のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
従たる施設・業務の種別(1つ)	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	15 その他の業務の従事者 16 無職の者	
(8) 主たる従事先			
((7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (- -)
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
(9) 従たる従事先			
(複数の施設に従事している場合、(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (- -)
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
主たる従事先の状況			
(以下の(10)～(12) 欄は、(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～14のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

(13) 従 事 す る 診 療 科 名 等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。) 1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。 主たる診療科名の番号(1つ)
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医 同意しない場合
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合
(16) 備 考	

提出期限 翌年1月15日

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
様式第六を次のように改める。



薬 剤 師 届 出 票

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -		
	都 道 府 県		
ふ り が な			電 話
(2) 氏 名			市外局番 (- -)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 主 に 従 事 し て い る 施 設 及 び 業 務 の 種 別 業務の種別の01～13のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別	業 務 の 種 別	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他（治験、検査等）	
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）	
	大学	07 勤務者（研究・教育） 08 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 10 医薬品販売業	
	上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者	
ふ り が な			電 話
(8) 従 事 先 の 名 称 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。			市外局番 (- -)
(9) 従 事 先 の 所 在 地 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒 -		
	都 道 府 県	市 郡 区	町 村
(10) 就 業 形 態 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。）。 「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 休 業 の 取 得 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合 		
(13) 備 考			

提 出 期 限 翌年1月15日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

新旧对照条文

○ 醫師法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第四十七号) (抄)

改正案

第五屆評議會

(年12月31日現在)

第二号審式(第六条関係)

(1) 生 所 〒 -		電 話	
ふりがな			
(2) 氏 名	() 姓 名 周 周		
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 年 月 日
(5) 経 理 登 録 番 号	第 号	(6) 経 理 登 録 年 月 日	1 年 月 日
2 以下、任意に記入する施設及び事業の種類 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100			

(6) 主たる発事先 (7)欄の「主たる発元・発元の開示」に01~15のいずれかを記入した場合の発事先について記入すること。）

[illegible]

(1) 遂たる眞事先
（清教徒の道義に基き立っている場合）(2) 偽りの「遂たる眞事」に非ざる眞理・美徳の強制により「目的のいふれたる」
記入した事件の眞事先について記入すること。）

[illegible]

(以下、(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる産物・産物の種類」は同一で、(8)及び(9)～(10)の「付加価値額」を算入した者のみが得ること。）

(10) 数 量 形 態	
1. 量詞	1. 量詞
2. 数助助	2. 数助助

最も長時間に亘っている重傷内傷の患者と比べて異なること	
1. 数量	2. 検査・研究
3. 原理	4. 治療環境
5. その他	

以下を数値中の空白は必要を○で補填すること	
12) 休養の取得	1. 産前・産後休養 2. 育児休養 3. 介護休養

現行

醫師 屈玉璽

(年12月31日現在)

第二号書式(第六号關係)

[illegible]

設置所	設置所の開設者又は法人 一人
-----	-------------------

[illegible]

つを〇で囲ふこと。

12	上記以外の道歌	12	西暦1935年以内の東京府東京市及び特別区の歌謡音
13	行状曲謡の民衆音	13	行状曲謡の民衆音
14	上記以外の道歌	14	上記以外の民衆音
15	上記以外の民衆音	15	上記以外の民衆音
16	その他	16	その他
17	その他	17	その他

(8) 主たる事務所内野	最も其時附置されている業務内定を〇で示はこと。
--------------	-------------------------

[illegible]

(7) 欄の1から15まで

姓 氏 生 年 月 日 1711 年 10 月 18 日 のいで、わが家へ入 る。と、	市外郵便 電話 ()
100) 就 事 先 の 所 在 地 〒□□□□-□□□□	

(10) 従事先の所在地 〒□□□-□□□□

町田 区 立郷 豊田集

(11) 從事する陸軍科名
部

[illegible]

臨床研修医の場合、

第 2 卷

(傍線の部分は改正部分)

改正案

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六次関係)

(1) 住 所	〒□□□□-□□□□ 市外局番 市 区 町 丁目 番 号	
(2) 氏 名	姓 名 (市外局番 □-□□□□)	
(3) 性 別	1 男・2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 大正 3 昭和 4 明治 5 明治 6 大正 7 昭和 8 平成
(5) 歯科医師登録番号	第 号	(6) 歯科医師登録年月日 1 平成 2 大正 3 昭和 4 明治
(7) 従事している施設及び業務の種類		
回答欄	施設の種別	
01 診療のうちにつとめること	診療所	
02 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
03 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
04 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
05 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
06 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
07 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
08 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
09 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
10 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
11 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
12 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
13 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
14 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
15 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
16 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
(8) 主たる従事先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(9) 従 事 先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(10) 従 事 先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(11) 主たる業務内容		
1 診療 2 検査 3 処置 4 その他		
(12) 従 業 の 取 扱		
1 医師・歯科医師 2 歯科医師 3 介護士		

現行

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六次関係)

(1) 住 所	〒□□□□-□□□□ 市外局番 市 区 町 丁目 番 号	
(2) 氏 名	姓 名 (市外局番 □-□□□□)	
(3) 性 別	1 男・2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 大正 3 昭和 4 明治 5 明治 6 大正 7 昭和 8 平成
(5) 歯科医師登録番号	第 号	(6) 歯科医師登録年月日 1 平成 2 大正 3 昭和 4 明治
(7) 従事している施設及び業務の種類		
回答欄	施設の種別	
01 診療のうちにつとめること	診療所	
02 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
03 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
04 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
05 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
06 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
07 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
08 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
09 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
10 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
11 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
12 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
13 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
14 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
15 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
16 診療のうちにつとめること	診療所の開設者又は法人の代表者	
(8) 主たる従事先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(9) 従 事 先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(10) 従 事 先 (12) 欄の「主たる従事先」に01-16のいずれかを記入した場合は、主たる従事先について記入すること。		
より姓名	氏 名 (市外局番 □-□□□□)	
在 職 地	市 区 町 丁目 番 号	
(11) 主たる業務内容		
1 診療 2 検査 3 処置 4 その他		
(12) 従 業 の 取 扱		
1 医師・歯科医師 2 歯科医師 3 介護士		

(13) 姓 名 等 (17) 連の「主たる施設・業務の識別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。	主たる施設・業務の識別 1. 診療 2. 矯正歯科 3. 小児歯科 4. 歯科口腔外科 5. 臨床研修歯科医		主たる診療科名の連号(1つ)
(14) 受診している広告可能な歯科医師の専門性に關する資格名 受診しているすべての診療科の連号を○で囲むこと。	受診しているすべての診療科の連号を○で囲むこと。 1. 口腔外科専門医 2. 歯周病専門医 3. 歯科診療専門医 4. 小児歯科専門医 5. 歯科放射線専門医		
(15) 本県出展の活用に関する確認	各派遣所県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本県出展に依頼した情報又は一部を、住所等の派遣所県及び最先の所在地の派遣所県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。		
(16) 備 考	同意しない場合		

提出期限 翌年1月15日

(13) 本県出展の活用に関する同意確認	本県出展県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本県出展に依頼した情報又は一部を、住所等の派遣所県又は最先の所在地の派遣所県が利用することに同意する場合には、左欄に○を付けること。	同意確認
(14) 備 考	同意しない場合	

提出期限 翌年1月15日

改 正 案

現 行

薬 剤 師 届 出 票

薬 剤 師 届 出 票

(年12月31日現在)

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -		都 道 府 県	
よ り が な			電 話	
(2) 氏 名			(市外局番 - -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	
(5) 薬 剤 師 名 簿 号	第 号	(6) 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	
(7) 主 に 従 事 し て い る 施 設 及 び 業 務 の 種 別	業 務 の 種 別			
	開設者又は法人の代表者			
	1 開業局			
	2 勤務者			
	3 調剤・病棟業務			
	4 その他 (治療、検査等)			
	5 調剤・病棟業務			
	6 その他 (治療、検査等)			
	7 勤務者 (研究・教育)			
	8 大学院生又は研究生			
9 医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、その他)				
10 医薬品販売業				
11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者				
12 その他の業務の従事者				
13 無職の者				
(8) 従 事 先 の 名 称			市外局番 (- -)	
(9) 従 事 先 の 所 在 地	〒 -		都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(10) 登 録 形 態	1. 2. いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤			
(11) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業			

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -		都 道 府 県	
よ り が な			電 話 (市外局番 - -)	
(2) 氏 名			(市外局番 - -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	
(5) 薬 剤 師 名 簿 号	第 号	(6) 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	
(7) 主 に 従 事 し て い る 施 設 及 び 業 務 の 種 別	業 務 の 種 別			
	開設者又は法人の代表者			
	1 開業局			
	2 勤務者			
	3 調剤・病棟業務			
	4 その他 (治療、検査等)			
	5 調剤・病棟業務			
	6 その他 (治療、検査等)			
	7 勤務者 (研究・教育)			
	8 大学院生又は研究生			
9 医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、その他)				
10 医薬品販売業				
11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者				
12 その他の業務の従事者				
13 無職の者				
(8) 従 事 先 の 名 称			市外局番 (- -)	
(9) 従 事 先 の 所 在 地	〒 -		都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(10) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 する 回 答 欄	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報 ((1)～(4)、(7)～(9)欄、(4)は生年のみ、) を、住所地の都道府県又は従事先の所在地の都道府県が利用することに同意する場合には、右欄に○を付けること。			
(11) 備 考				

(12) 本居出票の活用に関する確認	各都道府県における差別顔慮保対策の検討等に活用するため、本居出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)欄、(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提出期限 翌年1月15日